

第2次松浦市行政改革大綱を策定

○問合せ先

総務課行革管理室
☎内線 321、327

本市では、新市発足後、平成18年度から22年度までを第1次とする「松浦市行政改革大綱」を策定し、実施計画に沿った改革に取り組んできました。その結果、ほぼ目標を達成する見込みとなりました。

しかしながら、今後、合併特例法による財政的な特例措置が段階的に廃止されることや、さらなる少子高齢化時代の到来が現実視されているため、これまで以上により効率的な行政運営体制の構築が必要となつていきます。

そこで、行政改革推進委員会の答申および市議会の意見を受けて、平成23年度から27年度までを第2次とした松浦市行政改革大綱を策定し、「笑顔で働き、高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に重点を置いた政策運営を推進していくこととしています。

この大綱に基づき、具体的な数値目標などを定めた実施計画を8月末ごろをめどに作成し、行政改革を引き続き実行していきます。

行政改革の推進方法

●推進体制

行政改革の着実な推進を図るために、職員一人一人の自覚と不断の努力のもと、市長を本部長とする松浦市行政改革推進本部を中心として、改革目標の達成に向けて全庁的に取り組んでいきます。

●実施期間 今回の行政改革大綱の実施期間は、平成23年度から27年度までの5年間です。

●実施計画の策定

具体的な取り組みを推進するため、8月末ごろをめどに取組事項の実施年度や可能な限り数値目標を定めた実施計画を策定します。実施計画は、毎年度その進捗状況を検証、確認するとともに、組織の改編や市民のニーズに適切に対応できるよう追加、修正を加えながら取り組めます。

●進捗状況の報告と公表

進捗状況は、広報紙、ホームページなどを通じて広く公表し、市民の意見の把握に努め、改革の推進に反映させていきます。



行政改革の基本方針

このたびの第2次行政改革は、次代をはぐくむ産業創造都市を目指した総合計画の基本理念や、さらなる少子高齢化社会の到来といった時代背景を踏まえ、「笑顔で働き、高齢者が安心して暮らせるまち」づくりのために、次の3つの項目を基本方針として取り組んでいきます。

第2次松浦市行政改革大綱

①メリハリのある行政運営

全体的な行政事務の見直し、職員定数および給与の適正化などを進めることで経常経費を削減する一方、山積する政策課題に対応した人的配置、財政投資を行うなど、「メリハリのある行政運営」に努めます。

笑顔で働き、
高齢者が安心して暮らせるまち

②将来も見据えた自主財源の確保

平成28年度からの交付税特例措置の段階的廃止に備えるとともに、諸施策を実施するための自主財源の確保に努めます。

③歳入に見合った歳出構造の確立

長期的な視野に立って健全な行政運営を続けていくため、過度な起債に頼ることのない「歳入に見合った歳出構造の確立」に努めます。

行政改革の主な取り組み

行政改革の基本方針を踏まえ、次の項目に沿った実施計画を策定し、職員数の削減など行政改革の具体的な取り組みを行います。

1. 行政事務および組織機構の見直し

- ①行政評価の導入による事務事業の見直し
- ②組織機構の見直し
- ③公正の確保と透明性の向上
- ④電子自治体の推進
- ⑤民間委託などの推進
- ⑥公共施設の効果的・効率的な管理運営の推進
- ⑦地域協働の推進

2. 定員管理および給与の適正化

- ①定員管理の適正化
- ②給与の適正化
- ③人件費の削減
- ④福利厚生事業の適正な実施
- ⑤人材育成の推進

3. 財政運営の健全化

- ①経費の節減合理化
- ②歳入の確保
- ③歳出の削減
- ④補助金などの整理合理化
- ⑤出資団体などを見直し

※第2次行政改革大綱は、ホームページでも公開しています。